

国内・国外会議における招待講演者の旅費等の支給に関する規程

2012年8月2日制定

2017年11月29日改定

2022年3月28日改定

【目的】

大会、研究会、国際会議等において情報理論とその応用サブソサイエティが企画・実施する招待講演、パネル討論、チュートリアル講演等における、招待講演者に対する交通費・宿泊費・参加費・謝礼の取扱い方法を定める。

【交通費・宿泊費・参加費】

ESS-NLS 共同運営ソサイエティで定める「大会・研究会等における講演謝金、旅費および参加費の取扱いに関するガイドライン」に準ずる。

【謝礼】

電子情報通信学会 ESS-NLS 共同運営ソサイエティにおいて、会議計画趣意書が審議、了承された会議においては、会議の規模や講演時間、講演者の社会的地位などを勘案し、原則として10万円を金額の上限とする。その他の会議においては、ESS-NLS 共同運営ソサイエティで定める「大会・研究会等における講演謝金、旅費および参加費の取扱いに関するガイドライン」に準ずる。